**別表第四十九号**（第159条関係）

［様式略］

［注１～注６　略］

注７　「主な発生原因」の欄は、「自然災害」、「火災」、「停電（通常受けている電力の供給の停止）」、「第三者要因（道路工事による断線、車両による断線、その他）」、「自然故障」、「不具合」、「人為要因」、「サイバー事案」又は「不明」その他の発生原因を記載すること。

［注８～注12　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○総務省令第十七号**

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行に伴い、及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十条第四項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

総務大臣　高市　早苗

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **第十二条の二の三**　地方自治法第百五十条第四項の規定による報告書の様式は、別記のとおりとする。 | ［新設］ |
| **第十二条の二の四**　［略］<br>（別記）<br>**報告書様式**（第十二条の二の三関係）<br>［様式　別紙　挿入］ | **第十二条の二の三**　［同上］<br>（別記）<br>［新設］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求書様式、何広域連合条例制定（改廃）請求書様式、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求代表者証明書様式、何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書様式、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求者署名簿様式、何広域連合条例制定（改廃）請求者署名簿様式、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式、何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名審査録様式、何広域連合条例制定（改廃）請求署名審査録様式、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式、何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕職員措置請求書様式、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求書様式、何広域連合事務監査請求書様式、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求代表者証明書様式、何広域連合事務監査請求代表者証明書様式及び都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕職員措置請求書様式中「平成」を「令和」に改める。

**附　則**

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

**別表第四十九号**（第159条関係）

［様式同左］

［注１～注６　同左］

注７　「主な発生原因」の欄は、「自然災害」、「火災」、「停電（通常受けている電力の供給の停止）」、「第三者要因（道路工事による断線、車両による断線、その他）」、「自然故障」、「不具合」、「人為要因」、「又は「不明」その他の発生原因を記載すること。

［注８～注12　同左］